

## 労働者派遣契約書（個別契約）

福岡市（甲）と（乙）とは令和6年 月 日付で締結した令和6年度（後期）固定資産税課税業務等における労働者派遣に関する基本契約第4条に基づき労働者派遣契約を次のとおり定める。

従 事 業 務 内 容	固定資産税課税業務等		
派 遣 就 業 場 所	福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区役所9階 福岡市財政局税務部資産課税課課税台帳管理係 TEL 092(292)2469 償却資産第1、2係 TEL 092(292)2479		
組 織 単 位	福岡市財政局税務部資産課税課		
指 揮 命 令 者	福岡市財政局税務部資産課税課 課税台帳管理係長 福岡市財政局税務部資産課税課 償却資産第1係長		
派 遣 就 業 の 期 間	令和6年9月1日 ～ 令和7年3月31日		
派 遣 就 業 日	月・火・水・木・金	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、12月29日から翌年1月3日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く）
始 業 ・ 就 業 時 刻	・ 9：00～18：00までの実働8時間 ・ 9：00～17：00までの実働7時間		
休 憩 時 間	正午から午後1時までの1時間		
時 間 外 勤 務	あり（1日3時間、1ヶ月40時間の範囲内）		
休 日 出 勤	あり（1日7時間）		
安 全 ・ 衛 生	端末を連続して操作する時間は1時間までとする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分の作業休止時間を設ける。		
労 働 者 の 限 定	派遣労働者を無期限雇用労働者及び60歳以上の者に限定しない。		
派 遣 元 責 任 者			TEL ( )
派 遣 先 責 任 者	福岡市財政局税務部資産課税課 課長		TEL 092(292)2469
福 利 厚 生 等 の 便 宜 供 与	休憩室、更衣室、ロッカーの設置。		
苦 情 処 理 申 出 先	派遣元		TEL ( )
	派遣先	福岡市財政局税務部課税企画課 土地企画係長 家屋償却資産企画係長 福岡市財政局税務部資産課税課 課税台帳管理係長 課税企画課 TEL 092(711)4207 資産課税課 TEL 092(292)2469	
苦 情 処 理 方 法 ・ 連 携 体 制 等	別紙に記載		
労 働 者 派 遣 契 約 の 解 除 の 場 合 の 措 置	別紙に記載		
紛 争 防 止 措 置	別紙に記載		
派 遣 労 働 者 の 数	別紙に記載		
備 考	詳細は、仕様書及び人員配置計画書に記載。		

令和6年 月 日

(甲) 福岡市中央区天神一丁目8番1号

(乙)

福岡市長 高島 宗一郎 印

印

許可	日付	年 月 日
	番号	—

## ◎ 苦情処理方法、連携方法

甲が苦情の申出を受けたときには、ただちに乙の派遣元責任者へ連絡し、甲乙連携して適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を必ず派遣労働者に通知することとする。

乙が苦情の申出を受けたときには、ただちに甲の派遣先責任者へ連絡し、甲乙協議して適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を必ず派遣労働者に通知することとする。

甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情についても、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果を必ず派遣労働者に通知することとする。

## ◎ 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

## 1 労働者派遣契約の解除の事前の申し入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。

## 2 就業機会の確保

甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の公募制による会計年度任用職員制度を紹介する等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

## 3 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るよう努めることとし、これができないときには、乙が派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもっておこなわれなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額についての損害の賠償を行うこととする。その他、甲は乙と十分に協議したうえで適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

## 4 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときには、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

## ◎ 紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、甲及び乙は十分に協議し、職業紹介を経由して行うこととし、手数料等は別途協議することとする。

◎ 派遣労働者の数

令和6年9月1日から令和7年1月8日まで	13名
令和7年1月9日から令和7年1月14日まで	16名
令和7年1月15日から令和7年3月20日まで	18名
令和7年3月21日から令和7年3月25日まで	16名
令和7年3月26日から令和7年3月31日まで	13名

◎ 安全・衛生措置

派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を順守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元事業主の安全衛生に関する規定を適用する。